

人権の政治化

～「諸権利を持つ権利」と北朝鮮の人権異論をめぐって～

The Politicization of Human Rights: A Review of the Right to Have Rights and the DPRK's Arguments against International Human Rights

博士後期課程 政治学専攻 2013年度入学

李 恩 元

YI Eunwon

【論文要旨】

本稿では、人権の「政治化」とは何かを明らかにすべく、それを問題視し、抗議し続けてきた北朝鮮の人権論を取り上げる。また、北朝鮮の人権異論ならびに人権の政治性を考察し検証する分析的ツールとして、ハンナ・アーレントの「諸権利を持つ権利」論を援用する。

アーレントの「諸権利を持つ権利」論に示されている人権のオルタナティブな諸要素は、北朝鮮の事例からも見て取れるように、いまなお人権保障の主体である多くの国家で一般的にみられ、対外的には人権の普遍主義と相まって「政治化」という形で相互誹謗の手段と化している。しかしその一方では、一種の政治的プロセスとしての「諸権利を持つ権利」が示唆されており、その点は実際面における人権の「政治化」の問題に対する解決の糸口を提供する。それはすなわち、全ての国家が、国際社会という共同体の一員として、各々の「複数性」を保ちながら人権をさらに政治の場に取り入れることである。

以上のことを踏まえると、人権の「政治化」は、北朝鮮の人権問題をめぐって繰り広げられてきたネガティブな事象だけではなく、人権の普遍化プロセスを促進し世界中の人権問題に取り組むために人権を政治に取り込むという、より積極的な意味での「政治化」をも含意すると言えよう。

【キーワード】 人権, 政治化, 北朝鮮, ハンナ・アーレント, 諸権利を持つ権利

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

世界人権宣言第1条

人間の諸権利という概念が意味をもつのは、それらが人間の条件、人間の共同社会 human community に属することに依存する条件そのものにたいする権利なのだと再定義される場合でしかない。その権利は何らかの生来の人間の尊厳に存するものではけっしてない。そうした尊厳は、事実上仲間の人びとによる保証がなければ存在しないだけでなく、長い歴史のなかで私たちが発明してきた究極的で尊大な神話なのだ。

ハンナ・アーレント、*Origins of Totalitarianism*¹

第1章 問題の所在

一般的に人権とは、人間であるゆえに有する不可譲の権利 inalienable rights であるとされる。要するに、人権は、その主体がただ単に人間であるという事実のみに基づいている。このことは、人間の誰もが、人種、国籍、宗教、政治的信念、社会的出身、ジェンダー・アイデンティティ、そして性的指向などによる差別を受けることなく、人権を享有することを可能にする。

しかし、実際はどうだろうか。今日、世界の多くの国が主要な人権条約の締約国として人権を擁護しているにもかかわらず、様々な人権侵害の事例は後を絶たない。自由や平等、平和のために、人権が蹂躪される場合も稀ではない。

このような人権のアポリアについて、ハンナ・アーレント（1906～1975）は二度にわたる世界大戦のなかで出現した大勢の無国籍者、難民、そして強制収容所の人びとが直面していた状況から、次のように問いかけていた。

譲渡することのできぬ人権、つまりいかなる政治的身分とも関わりなく人間であるという単なる事実のみ由来する権利などというものがそもそも存在するのか […] ²

結論から言えば、上記の問いに対するアーレントの答えは、そのような人権は「諸権利を持つ権利」によって保証されない限り「機能し得ない」ということであった³。アーレントの述べる「諸

¹ この文は『全体主義の起原』英語版初版の付録 appendix に書かれていたが、二版以降は削除された。この削除された部分の日本語訳は『なぜアーレントが重要なのか』から一部抜粋した。Hannah Arendt, *The Origins of Totalitarianism* (New York: Harcourt, 1951), p.631. E. ヤング・ブルーエル(矢野久美子訳)『なぜアーレントが重要なのか』みすず書房、2008年、231頁。

² ハンナ・アーレント（大久保和郎、大島かおり訳）『全体主義の起原2（新装版）帝国主義』みすず書房、1981年、274頁。

³ 同上、281頁。

権利を持つ権利」とは、後述するように、ある特定の政治的共同体に属する権利をさすが、これは今なお多くのことを示唆する。その出発点は、人権は前政治的な権利（自然権）ではないとする見方である。この議論は、戦後、人民の自決権が尊重されかつ実現されたことを背景にしながら、現代の国際人権レジームにおいては国家によって与えられ、保障される権利としての「人権」論に結びついている⁴。

今日、とりわけ冷戦終結後において、人権は確かに存在するものとして、長い間論争的であったその普遍性さえもが容認されるようになった⁵。したがって、本稿で取り上げる問題は、人権は存在するか否か、あるいは、人権の普遍性を問う古典的な議論ではなく、かといって、人権の再構築を試みる理論的考察でもない。むしろ実践上の問題として、人権が各々の国々においてどのように解釈され、適用されているかである。この問題は、アーレントが指摘していたような、「諸権利を持つ権利」を必要とする状況——「「あるがままに」全ての人間に備わっている普遍的（政治以前の）人権と、特定の政治的共同体に属する市民の政治的権利との対立」⁶に関わっている。こうした人権をめぐる今日的な問題について、さらに批判的に捉えれば、次のことが言える。すなわち、人権は、ますます政治的に解釈されており、各々の国家においてその政治化された「人権」が普遍的な人権のリストに含まれている限りにおいて、人権は普遍的に受け入れられ、かつ歓迎される、ということである。これらのことは国連を中心とする国際人権レジームだけでなく国際政治や国内政治の領域を問わず見られる現象である。それにもかかわらず、人権が政治的であるということが正確に何を意味するかについては曖昧にされているままである⁷。

本稿では、人権の「政治化 politicization」とは何かを明らかにすべく、それを問題視し、抗議し続けてきた朝鮮民主主義人民共和国⁸の異論と人権状況を取り上げる。人権の「政治化」とは、一

⁴ ヴァージニア権利宣言（1776年）、独立宣言（1776年）、そしてフランス人権宣言（1789年）に示された自然権思想は「自然法論、自然状態論、社会契約論などへの批判、実証主義、功利主義、歴史主義、保守主義、社会主義など」によって次第に衰退してきた。深田三徳『現代人権論——人権の普遍性と不可譲性』弘文堂、1999年、62頁。

⁵ 1993年にオーストリアのウィーンで開かれた世界人権会議では、171カ国が人権の普遍性、不可分性、相互依存性を再確認する「ウィーン宣言および行動計画」を採択し、次のように述べている。「国際社会は、同一の立場に基づき、かつ同様に重点を置いて、公平かつ平等な方法で、人権を全世界的に取り扱わねばならない。国、地域の特異性および種々の歴史的、文化的、宗教的背景の重要性は考慮されねばならないが、すべての人権および基本的自由の促進と保護は、その政治的、経済的および文化的制度の如何を問わず、国家の義務である。」“Vienna Declaration and Programme of Action,” para.5, available at <http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/Vienna.aspx> (Accessed 7 April 2016).

⁶ スラヴォイ・ジジェク（岡崎玲子訳）『人権と国家』集英社、2006年、165頁。

⁷ Joe Hoover, “Towards a Politics for Human Rights: Ambiguous Humanity and Democratizing Rights,” in *Philosophy & Social Criticism*, 39(9), pp.935–61, available at <http://openaccess.city.ac.uk/2202> (accessed 24 September 2015), p.2.

⁸ 北朝鮮の正式国名は「朝鮮民主主義人民共和国」であるが、本稿では便宜的に「北朝鮮」と略す。但し、韓国語文献や北朝鮮側の資料および朝鮮語文献からの引用の場合は、原文のまま「北韓」または「共和国」、「朝鮮民主主義人民共和国」と記す。

般的に、普遍的な人権基準を世界各国に適用する際、諸国が非友好国の人権状況だけを選別的に取り上げ、特定の政治的意図のもと、人権を手段として用いようとする傾向のことをさす。北朝鮮当局は、言葉の上では人権を認めながらも、国連の諸機関、主として総会（第3委員会）、人権理事会において採択され続けてきた自国の人権状況に関する決議と、その成果として設けられた「北朝鮮の人権状況に関する特別報告者 Special Rapporteur on the situation of human rights in the DPRK（2004～現在）」および「北朝鮮の人権に関する調査委員会 Commission of Inquiry on human rights in the DPRK（2013～2014）」に対し、痛烈な批判を加えてきた。すなわち、それらが国家とその社会システムを「抹殺」しようとする目的のもと、人権を徹底的に政治的手段と化しているという主張である⁹。こうした北朝鮮の「異論」を単なる言い訳でしかないと無視するわけにはいかない。というのも、この議論は国内の人権状況が国際問題化していく中で表面化した、国際政治の領域における多極化と民主化を求める異議申し立てとも言えるからである。したがって、北朝鮮がいわゆる「悪の枢軸」であるという先入観や偏見にとらわれず、その問題について慎重に吟味していく必要がある。

そこで本稿では、北朝鮮をはじめとする非欧米諸国の人権論と国際人権レジームにおける人権の政治性について考察し検証する分析的ツールとして、アーレントの人権論を援用する。本稿が中心的に取り上げるのは、アーレントの人権論において、人権の前政治的側面に対する彼女の批判には限界が見られながらも、政治的プロセスとしての人権の側面が示唆されていることの今日的意義である。さらに、アーレントの「諸権利を持つ権利」と北朝鮮の人権異論が、人権のあり方について国家を前提とするものとみなしている点で共通しているものの、人権の政治性をめぐって相反する論理を展開し、それぞれが双方の論点の限界を示していることは、国際人権レジームが取り組んでいかねばならない課題を明らかにする上でも重要な手がかりとなるだろう。

このように本稿は、国際人権レジームにおいて平行線をたどる各国の主張、また広範にわたる国家による人権侵害に対し、その解決の糸口を見出すことを目的とする。以上の試みにより、アーレントの人権論の意義が示され、北朝鮮の人権論に代表される人権異論の構造とこれまで明確にされて来なかった人権の「政治化」という言葉に含まれる両義性が明らかになるであろう。

第2章 「諸権利を持つ権利 the right to have rights」

第1節 ハンナ・アーレントと人権

アーレントは、1951年に発表した『全体主義の起原』第2部「帝国主義」の「国民国家の没落と人権の終焉」と題する第5章において人権について述べている。そこで明らかにされているアーレントの人権に対する見解は、主として政治理論と人権理論の研究領域において取り上げられてきた。

⁹ “National Report Submitted by the Democratic People’s Republic of Korea,” A/HRC/WG.6/6/PRK/1, 27 August 2009, para. 86.

第1に政治理論の分野においては、彼女の近代国民国家に対する批判的検討に注目する諸研究で論及されてきた。アーレントは、「権利を法的に保障するものとしての国家と排他的共同体としての国民の概念の間（強調原文）」¹⁰におけるパラドックスに人権の虚構性は付き物であるとしていた。したがって「国民国家の没落と人権の終焉」に記されている実効性のない単なる理想としての人権に対する暴露が目的としているのは、「国民国家の致命的な欠陥と思われるものから免れた新しい政治秩序を構築する必要を証明すること」¹¹にはかならない。その「新しい政治秩序」とは、後述するように、「市民的」な構想に基づく¹²政治的空間の創設によるものとされる。

第2に人権理論の分野では、人権の形而上学的な基礎に政治的正当性を付与するジャック・ラシエールなどの研究¹³や、コスモポリタンな見地から人権を捉えなおすセイラ・ベンハビブ¹⁴などの研究において活かされてきたと言えよう。これらの研究が着目しているのは、政治的プロセスとしての「諸権利を持つ権利」であり¹⁵、これもまたアーレントの「市民的」な構想に基づく点で、（目的は異なるものの）政治理論分野における研究と相通じる。

アーレントの人権批判の背景にあるのは、既に示唆したように、両世界大戦間に生み出された難民と無国籍者の経験した不幸にある。それはまた、彼女自身の体験でもあった¹⁶。こうした人びとの境遇について、アーレントは次のように述べている。

ネーションの基礎をなしていた民族—領土—国家の旧来の三位一体から諸事件によって放り出された人々は、すべて故国を持たぬ無国籍者のままに放置された。国籍を持つことで保証されていた権利を一旦失った人々は、すべて無権利のままに放置された¹⁷。

アーレントは、そのような「無実の人々が蒙った前代未聞の危機」が現に示されることによって、「不可侵の人権などというものは単なるお喋りに過ぎず、民主主義諸国の抗議は偽善でしか

¹⁰ マーガレット・カノヴァン（寺島俊徳・伊藤洋典訳）『アレント政治思想の再解釈』未来社、2004年、46頁。

¹¹ 同上、46-7頁。

¹² セイラ・ベンハビブ（向山恭一訳）『他者の権利：外国人・居留民、市民』法政大学出版局、2006年、56頁。

¹³ Jacques Ranciere, "Who is the Subject of the Rights of Man?," in *South Atlantic Quarterly*, Vol. 103, Number 2/3, Spring/Summer 2004, pp. 297-310. Alison Kesby, *The Right to Have Rights: Citizenship, Humanity, and International Law* (Oxford: Oxford University Press, 2012).

¹⁴ 前掲『他者の権利』。

¹⁵ 例えば、ベグ・バーミングハムは「諸権利を持つ権利」を「公的領域」において人間が公的な平等性を有しながら、特定の政治的行動を行う可能性として解釈している。Peg Birmingham, *Hannah Arendt and Human Rights: The Predicament of Common Responsibility* (Bloomington: Indiana University Press, 2006), pp.59-60.

¹⁶ アーレントはドイツからチェコ経由でフランスに逃れた1933年から米国の市民権を取得した1951年までの18年間無国籍者であった。また1940年にはフランスのギュルス収容所 camp of Gurs に約1ヵ月間（5月15日から7月1日まで）強制収容された。ハンナ・アレント（寺島俊徳、藤原隆裕宣訳）『パリアとしてのユダヤ人』未来社、1989年、16頁。

¹⁷ 前掲『帝国主義』、236頁。

いこと」(強調引用者)が実際に証明されたと指摘している¹⁸。アーレントによる人権批判は、さらに続く。

「人権」という単なる言葉は、全体主義国と民主主義国とを問わずあらゆる国で、犠牲者と迫害者と第三者とを問わずすべての人にとって、同じように絶望的な理想主義の、あるいは粗雑で低劣な偽善の権化となったのである¹⁹。(一部改訳)

以上のことから明らかになるアーレントの人権論の要旨は、次のとおりである。つまり、(1)国家からの排除は、如何なる権利領域からも排除されることを意味し、したがって(2)人権は、政治の基礎を成すものには成り得ず、政治の結果から得られるものであるということである²⁰。本稿では、これらの二点を中心に、前者を人権の主体の観点から(第2節)、後者を人権の政治性の観点から(第3節)、論を進めていくことにする。

第2節 人権の主体

国家からの排除が権利領域からの排除に等しいということ逆を捉えれば、国家への帰属が権利領域への帰属を可能にする、ということになる。これは、必然的に人権の人民主権への従属を意味する。こうした観点からすれば、如何なる政治体にも帰属していない者は、人権の主体とはなり得ない。アーレントもまた、人権の回復は「一国の国民としての権利」を確立すること以外には不可能であると述べる²¹。すなわち、特定の政治体に属することによって保証される権利——市民権²²が人権の実現を可能にする「諸権利を持つ権利」なのである。

アーレントは前述の「国民国家の没落と人権の終焉」以外の著作では人権についてほとんど言及していない。だが、なぜアーレントが人権を「一国の市民」に限定されるものとして考えていたかについては、彼女の政治に関する理解と近代に対する批判から推察できる。

¹⁸ 同上, 239頁。

¹⁹ 同上, 239-40頁。

²⁰ Alison Kesby, *op. cit.*, p.5.

²¹ 前掲『帝国主義』, 285頁。

²² 市民 citizen (〔独〕Burger) とは、ルソーが『社会契約論』において述べているように、国家の構成員として「主権に参加するもの」であり、集合的には「人民 people」と呼ばれる。一方、公民 citizen (〔独〕Staatsburger) は「国または地方公共団体の政治に参与する資格をもつ国民」のことを言う。市民と公民の概念はほぼ同義に広く用いられる場合もあるが、古代都市国家や中世都市における自由市民ないし絶対王政や封建制に依拠する特権階級としての市民のもつ歴史性が問われる場合がある。その際、市民は国家に対する抵抗ないし「国家からの自由」(消極的自由)を、公民は「国家への自由」(積極的自由)を指向する。本稿では、こうした点に留意しつつ、市民(権)または公民(権)の語を用い、場合によっては両方を併記する。中村哲, 丸山真男, 辻清明共編『政治学事典』平凡社, 1954年, 408頁, 582-3頁。大学教育社編『現代政治学事典』桜楓社, 1994年, 297頁, 414頁。ルソー(桑原武夫, 前川貞次郎訳)『社会契約論』岩波書店, 1954年, 31頁。

『人間の条件』(1958)のなかでアーレントは、人間の「活動的生活 *vita activa*」²³を構成するものとして「労働 *labor*」,「仕事 *work*」,「活動 *action*」の三つの活動力 *activities* を挙げ、政治を「活動」として捉え、「公的領域」の再創設による自由な政治の復興を切望する。その「公的領域」、自由な政治のモデルになっているのは、「私的領域」と「公的領域」が完全に分離されていた古代ギリシアの都市国家ポリスである。彼女によれば、ポリスでは「唯一性 *uniqueness*」²⁴を持つ異質で多様な複数の人間が「言論」と「活動」を通じて対等に政治に参加することができ、それによって「複数性〔多数性〕 *plurality*」という人間活動の条件²⁵を満たしていた。ポリスには対等な市民だけが存在するという点で平等であったし、支配—被支配も存在しないという点で自由であったのである²⁶。しかし、国民国家の出現によって、公的領域は消滅し、私的な営みが公共的な関心事となる社会的領域が現れる²⁷。アーレントはまさに、公的領域を失ったその国民国家の政治形態から全体主義への危険な兆候を見出していたのである。それはすなわち、「複数性」の消失である。換言すれば、「法的機構としての国家から民族的制度としての国家への変質」が「ネーションによる国家の征服」をもたらした²⁸、実際的かつ政治的結果として、異質なものの排除——大量の難民と無国籍者の発生を可能にしたということである。アーレントの理解からすれば、こうした排除は国民国家に内在するものであった。

さらにアーレントは、統合の原理から排除を生み出す危険性を孕む国民国家の矛盾を、1789年にフランス憲法制定国民会議が採択した「人間および市民の権利宣言」から明るみに出す。その矛盾は、フランス革命が人権宣言を「特殊国民的主権の宣言と結び付け」ながらも、基本的権利を「万人の譲渡し得ぬ所有物として宣言」したことにある²⁹。この歴史的事実には問題があったとアーレントは指摘する。それは第1に、「国民の絶対的主権」が宣言されたことにより、国家主権は次第に「有機的と称するものの疑似神秘的雰囲気」³⁰を帯びるようになり、結果的に人権の終焉に結

²³ アーレントは「活動的生活」を次のように定義する。「〈活動的生活〉とは、なにごとかを行なうことに積極的に係わっている場合の人間生活のことである」。ハンナ・アレント(志水速雄訳)『人間の条件』筑摩書房、1994年、43頁。

²⁴ 同上、287頁。

²⁵ アーレントは、「多数性」を次のように強調している。「[...] 多数性こそ、全政治生活の条件であり、その必要条件であるばかりか、最大の条件である。[...] 多数性が人間活動の条件であるというのは、私たちが人間であるという点ですべて同一でありながら、だれ一人として、過去に生きた他人、現に生きている他人、将来生きるであろう他人と、けっして同一ではないからである。」同上、20-21頁。

²⁶ アーレントは無支配の政治を「自由な体制に対するギリシアの表現、「イソノミア *isonomia*」〔等しい者の統治〕という観念を用いて説明しながら、「自由」の概念と結び付けている。一方、「平等」の概念も、彼女にとっては「ほかならぬ自由の本質」であって、正義と結びつくものではないという点で、徹底的に政治的領域(公的領域)に限られるものであった。ハンナ・アレント著、ウルズラ・ルッツ編(佐藤和夫訳)『政治とは何か』岩波書店、2004年、30-1頁。前掲『人間の条件』、53-4頁。

²⁷ 同上、49頁。小玉重夫『難民と市民の間で』現代書館、2013年、136-8頁。

²⁸ 前掲『帝国主義』、249頁。

²⁹ 同上、176頁。

³⁰ 同上、177頁。

びついたこと、第2に、人民主権と人権が、その源泉として「人間一般 a human being in general」を想定していたがゆえに、「この両者が互いに相手の条件となり相互に保証し合う」³¹ 関係にあったことである。これらの問題は必然的に国民的解放や民族自決権の問題を人権の問題と同一視する結果を生む。このことはなお、政治体の構成員としてのみ人権を享有することができるとするアーレントの「諸権利を持つ権利」とも通底するかのようにも見える。しかしアーレントの問題提起は、人権がどこにも存在しない自然状態の「人間一般」を想定しており、したがって人間の「複数性」をまったく反映していない点にある。これを踏まえると、アーレントの「諸権利を持つ権利」に含意されているのは、政治体の市民（公民）としての活動 action を通して人権を具体化していくことであると言えよう。アーレント自身は、「諸権利を持つ権利」を次のように定義している。

これは、人間がその行為と意見に基づいて人から判断されるという関係の成り立つシステムの中で生きる権利のことを言う³²。

すなわち、「諸権利を持つ権利」は、狭義では国籍を持つ権利 right を意味するが³³、広義では個人々の複数性を取り戻した公的領域における一員としての資格 entitlement と言えよう。

このようなアーレントの洞察は、実際のな面において人権が主権を超えることはできないという、人権と主権とにおける根本的問題を顕在化させている。主権によって排除された「ホモ・サケル homo sacer」の生から人権の発展と変容を分析したジョルジョ・アガンベンも、アーレントの人権論に同調し、「いわゆる聖なる不可侵な人権は、それが一国家の市民の権利という形をとることがもはやできなくなった時から、あらゆる後ろ盾を奪われている」³⁴ ということを指摘している。今日の難民、無国籍者、そして強制収容所および難民収容所の人々の置かれた現状からしても、アーレントの「諸権利を持つ権利」への主張はまったくの正論である³⁵。しかしながらそれは、次の点において限界があると言わざるを得ない。つまり、良心の囚人を含む既決囚の公民権剥奪の問題である。それは、アリソン・ケスビーが指摘しているように、「諸権利を持つ権利」が特定の政治体の市民（公民）である法的、政治的資格と同義であるならば、それは「潜在的国内追放者の

³¹ 同上、272頁。

³² 同上、281頁。

³³ 「国籍を持つ権利」は1948年12月10日に採択された「世界人権宣言」第15条に定められている。

³⁴ ジョルジョ・アガンベン（高桑和己訳）『人権の彼方に：政治哲学ノート』以文社、2000年、27頁。

³⁵ 同時にこれは、誤りでもある。というのは、人権が超国家的に実定化されて以来、国家市民ではない法的人格は確かに存在しているからである。彼らの人権は、国際社会の人権保護システムによって完全ではないにしても保証されている。ハウケ・ブルンクホルストは、人権の享受のために、国家市民である必要がなくなつてすでに久しいと述べながら、このことをアーレントは「まだ考慮に入れることができていない」と指摘している。ハウケ・ブルンクホルスト（寺田俊郎訳）「人権と主権——二律背反か？——」（ハウケ・ブルンクホルストほか編著（舟場保之、御子柴善之監訳）『人権への権利 人権、民主主義そして国際政治』大阪大学出版会、2015年所収）、171頁、177頁。

不安定な市民資格」に過ぎない³⁶。というのも、既決囚はアーレントによる分析の枠内では人権の主体であるにもかかわらず、選挙権をはじめとするあらゆる政治的権利を剥奪されているからである。その上、良心の囚人（政治犯およびその家族、親族）に対する諸権利の停止または剥奪の問題は依然として未解決のままである。これらのことは、ポリスに対するアーレントの評価が極めてポジティブであることとも関わりがある。ポリスが市民以外の者に対し閉鎖的な空間であって、その存在自体が不平等そのものを表しているという見方もできる点からすれば、ポリスを抛り所とする政治体の構成員を人権の主体と論じるアーレントの「諸権利を持つ権利」にはいささか疑問が残る。むしろ「諸権利を持つ権利」のアポリアはそこにあって、政治によって、人間が政治の場（公的領域）から排除され、人間の生が翻弄される問題を置き去りにしている。このことは次節で取り上げる問題と決して無縁ではない。

第3節 人権の政治性をめぐる諸問題——人権の相対性と弱者の権利

人権とは何か。この問いに対し、アーレントは「把握不可能」と答えている³⁷。というのは、先に述べたように、政府の保護を失った者であっても享受し得るはずの人権を、彼らは実際には有していなかったからである。抽象的にしか存在しない人権を、アーレントは政治の基礎に置かず、政治の結果から得られるものとして救おうとする。しかしこのような人権の捉え方は、(1)人権の相対性を容認する必然性を内包する点で、そして(2)普遍的人権の政治的意義を否認する点で、もう一つの「諸権利を持つ権利」のアポリアに直面する。以下では上記の2点に論点を絞り、議論を進める。

(1)相対的人権の概念の難点を見落としていたアーレントは次のように記述している。

すべての人間は何らかの政治体の市民である以上、人権はそれぞれ異なった形式においてであってもあらゆる人間にとって実現されていると期待していい筈である³⁸。（強調引用者）

前節で論じたように、「諸権利を持つ権利」が特定の政治体に属する法的政治的資格であるならば、かつその資格が人権に不可欠なものであるならば、保障される人権の内容は、アーレントが記述しているとおり、それぞれの政治体によって異なる。その差異には、ある政治体の内部において特定の人権が軽視されていても、それらの人権侵害に対する外部からの批判は遮断されてしまう危険性が内在されている。このことは今日、特定の国における人権侵害に対して国際社会が問題視することを「内政干渉」と主張する風潮と決して無関係ではない。

それに加えてもう一つの難点は、異なる権利の内容が弱者 vulnerable populations の意思と言論

³⁶ Alison Kesby, *op. cit.*, p.90.

³⁷ 前掲『帝国主義』, 278頁。

³⁸ 同上, 271頁。

をどの程度まで反映しているかである。もちろん、アーレントが弱者の権利問題を考えていなかったわけではない。しかしそれは、民族的、人種的、文化的に脆弱な人びと——とりわけ、少数民族に焦点が当てられている。このことは、次の2つの問題を孕んでいる。すなわち、今日国際社会において承認されている人権に照らし合わせると、第1に人民の自決権 *right to self-determination*³⁹ に対するアーレントの見解に限界がみられることであり、さらに視野を広げて考えると、第2にアーレントが弱者——とりわけ貧困層の人びとの経済的および社会的権利の問題を政治的なものから除外していることである。

ひとまず人民の自決権との問題について検討してみよう。アーレント自身が一時的亡命先であったパリでユダヤ人の若者たちをパレスチナに移住させる仕事に携わっていたこと⁴⁰を鑑みれば、確かにアーレントは「諸権利を持つ権利」を取り戻すための一つの手がかりを人民の自決権の獲得から見ていたようである。とはいえ、このことはアーレントが今日まで続くパレスチナの悲劇を正当化していたということにはならない⁴¹。ベンハビブによれば、「彼女は1950年代をつうじて、ユダヤ人とパレスチナ人の二民族国家が現実のものとなることを願っていた」⁴²。もとより、アーレントが危機感を覚えていたのは、まさに人権の問題が民族自決権の問題と「收拾のつかぬほど混同されてしまった」⁴³ことであった。国民主権と「^{フェルキッシュ}種族的ナショナリズム」を明確に区分していたアーレントは、一方では国民主権の「種族的ナショナリズム」への危険性を認識しつつも、他方では多様な異質さの上に「複数性」が保たれる政治体が確立されることを望んでいたのではなかろうか。こうした観点からすれば、「諸権利を持つ権利」は「国民国家の枠組みを所与のもののみなし」⁴⁴ながらも、民族自決権を国家の前提となる条件としてはみていないことになる。この点は、アーレントが人権を政治の結果から得られるものと認識していたこととも整合する。だが、政治の場において、如何にして「複数性」を実現し、保たせるかについては言及がない。

次に留意すべきは、アーレントが権利を「政治的企てとして実現されるべきもの」⁴⁵としながらも、欠乏からの自由を私的なものとみなし、政治的なものと区別していたことである。アーレントは、公的領域における、すなわち法に立脚した平等性と私的領域における独自性を対比させながら、「平等」について次のように述べている。

³⁹ 人民の自決権は、世界人権規約の社会権規約（A規約）および自由権規約（B規約）の両規約の第1条に規定されている。「すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し、かつその経済的、社会的、そして文化的発展を自由に追及する。」Article 1, Part 1, ICESCR and ICCPR.

⁴⁰ 太田哲男『人と思想 ハンナ＝アーレント』清水書院、2001年、40頁。

⁴¹ パレスチナ問題に対するアーレントの見解については、寺島俊穂『ハンナ・アーレントの政治理論——人間的な政治を求めて——』ミネルヴァ書房、2006年、85-91頁に詳しい。

⁴² 前掲『他者の権利』、59頁。

⁴³ 前掲『帝国主義』、273頁。

⁴⁴ 前掲『他者の権利』、60頁。

⁴⁵ 前掲『アーレント政治思想の再解釈』、309頁。

平等とは所与の事実ではない。われわれが平等であり得るのは人間の行為の産物としてのみである。われわれの平等は、われわれ自身の決定によって互いに同じ権利を保証し合う集団の成員としての平等である⁴⁶。

上記の「互いに同じ権利」とされるもののなかには、社会権と呼ばれる、格差を是正するための諸々の積極的権利は含まれていない。アーレントは著書『革命について』（1963）のなかでフランス革命およびそれにおける人権に対する批判を次のように展開している。

フランス革命における人権は、[…] 実際、政治を自然に還元しようとしたのである。[…] 新しい政治体は、[…] 「食べ、着、種を再生産する」人間の権利、つまり、生存のための必要にたいする人間の権利に依存するものと考えられていた。そして、これらの権利は、政府や政治権力がそれに触れたり侵害する権利を持たぬ政治以前の権利としては理解されず、政府や権力の最終的目的であると同時にその内容そのものであると考えられた⁴⁷。

こうしたフランス革命に対する批判は社会主義革命批判と重なっているものであり、この点は次の記述においてより明確に読み取れる。

今日、政治的手段によって人類を貧困から解放しようとする以上時代遅れなものはないし、それ以上に無益で危険なことはないといえよう⁴⁸。

このようにアーレントは、「社会問題を政治的手段で解決しようとする試みはいずれもテロルを導き、ひるがえってそのテロルこそ革命を破滅に追いやる」⁴⁹と考えていた。さらに、人権の範疇に「失業保険」、「高齢者扶助」、そして「年金受給権」など——これらの権利の例示はアーレントによるものである——までが含まれるようになったことが示しているのは、「無国籍者の真の状況を無視し、主権国家の体制の枠内で無国籍者に人権を保証することの不可能性を無視する傾向」⁵⁰であるとアーレントは批判する。

このように、アーレントが政治的なものの領域から、今日配分的正義あるいは社会正義と呼ばれるものに関わる諸権利を除外していることについて、アルブレヒト・ヴェルマーは「社会的な基本権の保障」の問題が「現代世界における政治的自由の可能性の条件に関わっていること」を彼女が

⁴⁶ 前掲『帝国主義』、288頁。

⁴⁷ ハンナ・アーレント（志水速雄訳）『革命について』筑摩書房、1995年、161-2頁。

⁴⁸ 同上、169頁。

⁴⁹ 同上、166頁。

⁵⁰ 前掲『帝国主義』、275頁。

見逃していると指摘する⁵¹。さらにこの問題は、国際社会における自由権と社会権との緊張関係を想起させるものでもある。

(2)以上でみてきたように、アーレントにとって、今日国際人権法の土台を成す人権の普遍性は放棄されている。こうした普遍的人権の放棄は、ベンハビブが指摘しているように、「[無国籍者や難民についての]問題への制度的および理論的な解決」が「まだ用意されていなかった」⁵²がゆえに得られた結論であろう。アーレントの最大の誤りは、「不可譲」の権利としての人権を自然権としてしか捉えておらず、その普遍性をも道徳的カテゴリーに属するものとみなしていたことであろう。それゆえ、人権を現実存在させるためには「諸権利を持つ権利」の保障が先行されねばならなかった。こうした意味では、「諸権利を持つ権利」は、「これまで否定されてきた権利を取り上げ、要求し、制定する[……]政治への権利」⁵³として解釈することもできるし、それはまた『革命について』のなかでアーレントが明らかにしていた「公的自由」の概念と重なり合う。こうした観点からすれば、アーレントにとって人権は普遍的ではないにしても、権利は普遍的なのである。しかしこの場合、上記に示してきたように、誰が、どのような権利を、どのようにして、権利たらしめるかが問題となる。

何はともあれ、人権は、普遍的人権の宣言——世界人権宣言 Universal Declaration of Human Rights——を背景として、自然権論から巢立って行った⁵⁴。人権が単なる抽象的権利としてではなく、国内のみならず国家間および超国家的な政治的事象として取り上げられ、具体化され、制度化されてきているのは紛れもない事実である。それは、人権の普遍性に基礎づけられた政治の成果であろう。それにもかかわらず、政治の基礎に人権を置かないアーレントの「諸権利を持つ権利」論が今日性を持つのは、そこに示された人権のオルタナティブな諸要素が現在の国際人権レジームにおける人権の形骸化を招いている要因としても現れているからである。

第3章 人権と政治——北朝鮮の人権異論⁵⁵

前章では、アーレントの人権論を概観し、彼女が提示した「諸権利を持つ権利」に対する検討を加えた。本章第1節では、前章で明らかにした自然権 pre-political rights と市民権 political rights

⁵¹ アルブレヒト・ヴェルマー（金慧訳）「ハンナ・アーレントの革命論」（ハウケ・ブルンクホルストほか編著（舟場保之、御子柴善之監訳）『人権への権利 人権、民主主義そして国際政治』大阪大学出版会、2015年所収）、141頁。

⁵² 前掲『他者の権利』、63頁。

⁵³ Alison Kesby, *op. cit.*, p.118.

⁵⁴ 深田は、20世紀後半に入ってから「自然権」に代わって「人権」という言葉が多用されるようになったと述べ、その背景に「世界人権宣言」の成立があると指摘する。それは「自然権」が従来もっていたイメージや要素を払拭するためであったと言う。前掲『現代人権論』、63頁。

⁵⁵ 北朝鮮の人権論についての詳細は、次の拙稿を参照されたい。拙稿「北朝鮮の「人権」論—国際人権に対する異論を中心として—」『政治学研究論集』、第39号、明治大学大学院、2014年、19-39頁。

の対立構図に基づき、北朝鮮における人権の主体を検証する。第2節においては、人権を政治の結果から得られるものとし、人権の相対性を容認するアーレントの人権論の見地から、北朝鮮において承認されている人権の内容を検討する。

第1節 人権の主体

今日、その劣悪な人権状況が国際的に懸念されている北朝鮮では、8万人から12万人に及ぶ人びとが5か所の強制収容所⁵⁶に囚われており⁵⁷、政治的または宗教的自由等を求め、あるいは北朝鮮における食糧不足および経済難等を背景に大勢の人びとが故郷から逃れざるを得なくなっている⁵⁸。まさにアーレントが『全体主義の起原』において危惧していた状況である。しかしながら皮肉なことに、北朝鮮では人権を、国家を所与のものとする人民の自主的権利と定義している⁵⁹。言い換えると、国家の一構成員として有し、行使する権利を人権とする北朝鮮の捉え方には、アーレントの「諸権利を持つ権利」論と共通する側面が含まれているということである。

北朝鮮の「社会主義憲法」⁶⁰は「朝鮮民主主義人民共和国の主権は〔…〕勤労人民 working peopleにある」（第4条）と規定しており、「国家は、搾取と圧迫から解放され、国家と社会の主人となった〔…〕勤労人民の利益を擁護し、人権を尊重し、保護する」（第8条）としている。北朝鮮において人権の主体と捉えられる「人民」——「人民大衆 popular masses」とも言う——という語は、国家を構成する主体的存在としての公民（市民）の集合体という側面と、単一民族集団としての側面をともに有する。アーレントの見地からすれば、前者は政治的 political であるが、後者は前政治的 pre-political である。

まず、「人民」を「国家の構成員」⁶¹をさす言葉として捉えれば、北朝鮮における人権の主体ははなはだ政治的であり、また同時に、アーレントの「諸権利を持つ権利」の主体と重なり合っていると云えよう。というのも、北朝鮮は個人の人権問題を「集団の一構成員としての権利問題」⁶²と認識

⁵⁶ 北朝鮮の強制収容所についての詳細は、次の拙稿を参照されたい。拙稿「強制収容所研究—北朝鮮における「管理所」の政治的機能を中心に—」『明治大学社会科学研究所紀要』、第53巻、第2号、2015年、183-98頁。

⁵⁷ 북한인권연구센터〔北韓人権研究センター〕『북한 정치범수용소〔北韓政治犯収容所〕』통일연구원〔統一研究院〕、2013년、21쪽.

⁵⁸ 北朝鮮の人権状況に対する批判は、アムネスティ・インターナショナル Amnesty International をはじめとする国際人権 NGO および韓国の統一研究院などが蓄積してきた関連証言や資料に基づき、理論的のみならず実践的にも行われてきた。とりわけ国連では、1997年から北朝鮮の人権状況決議を採択しており、北朝鮮の人権状況を改善するための様々な取り組み（特別報告者の任命、事務総長による報告、調査委員会の設置など）を進めてきている。

⁵⁹ “Letter Dated 15 September 2014 from the Permanent Representative of the Democratic People’s Republic of Korea to the United Nations Addressed to the Secretary-General,” A/69/383-S/2014/668, 15 September 2014, pp.9-10.

⁶⁰ 「朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法」（2012年4月13日改正憲法）

⁶¹ 前掲『政治学事典』、689頁。

⁶² Op. cit., A/69/383-S/2014/668, p.10.

しており、人権についても「国権の保証の下でのみ保証される」⁶³ものとみなしているためである。そしてこのような人権の捉え方が帰着するところは、「諸権利を持つ権利」論においても認められていた、人権の相対化である⁶⁴。

人権に関連する国際条約と国際機構の活動も、具体的にはそれぞれの国の政策と制度に依存して実現される。それゆえ、現国際人権法規は国権を尊重する前提の下でそれぞれの国が共通的に達成すべき人権保障の一般の基準と目標を設定している。これは、それぞれの国が自国の実情に合わせて、自国の発展水準に合わせて人民大衆の権利を保証し、保障しなければならないということの意味する⁶⁵。

このような見方の基礎を成すのは、人権の主体である人間が集団から離れて「個別的」に存在する「孤立」した個人であるという抽象性に対する否定である⁶⁶。さらにこうした解釈には、2つの背景がある。それはすなわち、第1は思想的、階級的背景であり、第2は歴史的背景である。

第1に、「朝鮮民主主義人民共和国は、全朝鮮人民の利益を代表する自主的な社会主義国家である」という憲法上の規定からも想定されるように、北朝鮮における人権の主体には、「革命の動力であり、社会主義および共産主義を建設する担い手」⁶⁷としての「人民」の側面がある。階級的な観点からすれば、抑圧と搾取から解放された「人民」の「主体的性格」⁶⁸が強調される。したがって北朝鮮における人権は、前もって定められ、与えられているのではなく、「人民」の「要求によって提起され」、かつ彼〔彼女〕らの「努力によって実現される」権利なのである⁶⁹。これは、人民の主体的役割が大きく問われる点からすれば、政治的ではあるが、一方では、フランス革命および一連の社会主義革命に対するアーレントの指摘が示していたように、公的領域が私的なものによって浸食された「社会的なもの the social」としての性格をも帯びている。これについては、次節以降で述べることとするが、それが北朝鮮の内側における一体化——言い換えれば、「複数性」の消失——を促してきた一因と考えることもできよう。

⁶³ 「인민대중의 인권을 옹호하자〔人民大衆の人権を擁護しよう〕」『노동신문〔労働新聞〕』、2015年12月9日付。

⁶⁴ とはいえ、北朝鮮が人権の普遍性を否定しているわけではない。北朝鮮は人権を「人類共通の普遍的理念であり正義である」と見ている。A/69/383-S/2014/668, p.82.

⁶⁵ 引用は「『労働新聞』人民大衆の人権は不屈の闘争と努力によってのみ獲得できる」『朝鮮中央通信（日本語版）』2015年12月9日付および前掲「인민대중의 인권을 옹호하자〔人民大衆の人権を擁護しよう〕」より。

⁶⁶ このことは諸個人を「社会的＝歴史的な産物」と捉えるマルクス主義とも相通じる。アリス・イア・スーン・テイ「マルクス主義・社会主義と人権」（E・カメンカ、A・イア・スーン編（西尾孝司訳）『人間の権利—その近代的形成と現代的展開』未来社、1984年所収）、200頁

⁶⁷ 조선민주주의인민공화국 사회과학원〔朝鮮民主主義人民共和国社会科学院〕『정치용어사전〔政治用語事典〕』사회과학출판사、1970년、719頁。

⁶⁸ 前掲『政治学事典』、689頁。

⁶⁹ Op. cit., A/69/383-S/2014/668, p.10.

第2に、歴史的背景を踏まえると、植民地支配下の被支配民族としての「人民」という側面がある。また、北朝鮮が人権を論じる際に度々持ち出しているのも植民地時代の歴史的教訓である。以下は朝鮮中央通信社の論評である。

地球上の各国の人々は、自分らが生きている国で国家の制度的・法律的保証の下で自主的要求を実現するための権利である人権を行使する。ある国が国家自主権を喪失される場合、その国の人々の人権と人権保障について論じるのは、単なる紙上の空論にしかならない。過去の朝鮮の植民地歴史が、そして現時期、イラクをはじめ世界の多くの国で支配主義勢力によって強行されたり、招かれた人権蹂躪行為がそれに対する明白な実証となる⁷⁰。

この場合、ここで人権の主体とされる「人民」というのは、「国家形成以前の、自然的な、民族的に同質な統一団という虚構のこと」⁷¹である。この場合、国家は、血縁的かつ言語的、文化的なつながりを見出すことのできる政治的空間として、北朝鮮の外側に対し閉鎖的独立性を持つ。さらにその延長線上において考えられるのは、そうした人権の主体である「人民」の歴史的側面と「人権は、国家主権 state sovereignty, すなわち国家自主権 national independent rights である」⁷²という人権解釈との関連性である。ここで想起すべきは、人民主権と国家形成以前の人民の自決権を混同したことによって人権の主体が個人ではなく「民族」になってしまったことに対するアーレントの批判である⁷³。マーガレット・カノヴァンは、こうした「[人間の]自然的あるいは歴史的な力を探し求める傾向」をアーレントが「全体主義の基本的な罪」として理解していたと言及している⁷⁴。このアーレントの指摘は、今現在においても的確であると言えよう。

第2節 集団主義と人間の「複数性」

北朝鮮は——多くの国家がそうであるように——人権に含まれる権利の内容を独自の解釈に基づき扱ひなおしている。北朝鮮の「社会主義憲法」および2009年と2014年に行われた、国連人権理事会の「普遍的定期審査 Universal Periodic Review」の「国家報告書」、2014年に公開された「朝鮮人権研究協会」の報告書に照らし合わせると、北朝鮮において認められている人権は、前節で明らかにした人民の諸側面と密接に関わっている。

驚くべきことでもないが、北朝鮮には選挙権と被選挙権、言論・出版・集会・示威・結社・信教の自由を含む政治的権利が「存在」する。但し、こうした権利の行使によって人権の主体としての

⁷⁰ 「共和国の人権実状に対する公正な反映」『朝鮮中央通信（日本語版）』、2014年9月17日付。

⁷¹ 前掲「人権と主権」、172頁。

⁷² Op. cit., A/69/383-S/2014/668, p.11.

⁷³ 前掲『帝国主義』、273頁。

⁷⁴ 前掲『アレント政治思想の再解釈』、21頁。

人民の政治的意味が見出されるのは、そのような権利の行使が人民集団の利益となる場合に限られる。現に、北朝鮮の「社会主義憲法」第63条には、「朝鮮民主主義人民共和国において公民の権利と義務は、「一人はみんなのために、みんなは一人のために」という集団主義の原則に基づく」と規定されている。したがって、人民の政治的側面において強調されているその自主性が実現されるのも、集団主義に基づく社会⁷⁵、社会主義、共産主義社会においてである⁷⁶。つまり、北朝鮮の至るところにおいて「自主性」の実現が力説されているとは言え、それが示すものは、実際は個人の行為が「集団の意思と要求」⁷⁷に拘束されていることである。

一方、北朝鮮で集団主義の対義語として用いられる個人主義は、「私的所有制度の産物」⁷⁸として描かれる。昨今の「資本主義」社会において貧困と格差の拡大、労働問題などがはびこっているのも、そうした社会が「個人主義に基づく社会」であったためであるとされる⁷⁹。そこで、社会主義国家を標榜する北朝鮮が階級の対立と社会的不平等に抗して「真の人権」として打ち出しているのが、人民の物質的需要を満たすための社会経済的権利である。これには、労働の権利、休息の権利、無償治療と社会保障を受ける権利、教育を受ける権利が含まれる。これらの権利は、公民の義務とともに、市民のおよび政治的権利に対してより優先されている。このように、人権を制限的に捉え、選択的に受け入れる潮流は、国際的なものであると言っても過言ではない。しかし、常に念頭に置くべきことは「政治的権利と経済的権利の不可分性」⁸⁰である。なお、この点が人権の時代を生きていたアーレントも見落としていたことについては、既に記したとおりである。

だが、ここで想起せねばならないことは、人間の自然的な生——とりわけ労働は、アーレントにとっては自然的なものであって、生命の維持と種の保存のための生物学的活動にすぎなかった——が政治の主題として登場したことに対するアーレントの危機感である。自然的なものの政治化、つまり私的なものの「社会的なもの」への転化は、公的領域の消失、「複数性」の消失を促す動力となる、とアーレントはみていた。前述のとおり、アーレントは、市民権剥奪によって領土と国家から放り出された余分な「非市民」たち、すなわち難民、無国籍者たちが直面した悲劇から人権の脆

⁷⁵ 集団主義の一般的定義は次のとおりである。「集団主義とは、社会は経済的生産と政治的決定（一般には国家制度の機関を通じて）の集団的統制を基礎として組織されているという——直接には個人主義に対抗する——信念である。」G.K. ロバーツ著（岡沢憲英ほか編訳）『現代政治分析辞典』早稲田大学出版部、1976年、91頁。

⁷⁶ 김정일 [キム・ジョンイル]「사회주의는 과학이다 (조선노동당 중앙위원회기관지 《노동신문》에 발표한 논문) [社会主義は科学である (朝鮮労働党中央委員会機関紙《労働新聞》に発表された論文)]」『노동신문 [労働新聞]』1994년 11월 4일, 1면.

⁷⁷ 「공민의 권리는 자주적권리의 법적표현 [公民の権利は自主的権利の法的表現]」(사회과학원학보편집위원회 『사회과학원학보 [社会科学院学报]』제 2호 (루게 제 71호), 2011년), 26쪽.

⁷⁸ 前掲「사회주의는 과학이다 [社会主義は科学である]」, 1면.

⁷⁹ 同上, 1면.

⁸⁰ ミシェリン・R・イシェイ（横田洋三監訳、滝沢美佐子ほか訳）『人権の歴史：古代からグローバリゼーションの時代まで』明石書店、2008年、17頁。

弱さをあらわにすることにより、人間の政治的な生が含意するものを喚起させていた。それは、差異——アーレントの場合は自然的、人種的な差異であり、換言すれば少数民族を意味していた——に対する不寛容から生じる人間の憎悪や嫌悪、恐怖から、自衛のための排除が行われるといった自明な歴史的事実に基礎をおいている。しかしながら、北朝鮮の事例で明らかのように、人権を取り戻せねばならないのは「諸権利を持つ権利」を持たないとされた難民や無国籍者だけでなく、彼らを「非市民」に追いやった公民（市民）でもある。彼らは、自らの人権を放棄させられている⁸¹。というのは、集団（国家）の政治性が人間としての権利を保証するのは、その人間が集団に適した存在である場合に限られるからである。すなわち、この問題の根本にあるのは、人間と公民（市民）の一体化によって人間の自然的な生が政治に隷属されているということよりも、人間が公民（市民）と化していく過程において人間性——人間の「複数性」⁸²——を喪失していくことではなからうか。まさに、そこにアーレントの「諸権利を持つ権利」に秘められた普遍的有意性があると考えられる。

こうした「諸権利を持つ権利」と人間の「複数性」に対するアーレントの洞察が更なる現実味を帯びてくるのは、人民という政治的概念と民族という前政治的概念の混同が国際法上においても重みを増してきたからである。北朝鮮の集団主義的政治が北朝鮮人民の「複数性」を完全に失わせるために用いる言説である「国家と民族の自主権」もまた、国際法上の人民の自決権に対応する「人権」として捉えることができる。人民の民族的同質性が強調され、人民主権の政治的意味が民族自決権の歴史的必然性に取り替わられた時に人民自らが「人権を呑み込む」⁸³危険性については既に論じてきた。重要なのは、人民の自決権にたどり着く、北朝鮮における「国家と民族の自主権」が、国内的には権利と義務を一体的なものとし、国際的には、主権尊重という名のもと人権を国内問題に限るものとして権利の制限、さらには人権の侵害を正当化していることである。

第1に、権利を義務と一体的なものとする見方は、社会主義的基本権論や北朝鮮人権論の分野において従来から論じられてきた特徴である⁸⁴。これが、権利の制限と人権の侵害を如何にして正当化していくかについては、次のアリス・イア・スーン・テイの指摘が的確である。

⁸¹ このことは、自ら進んで「人権」を手放す場合に限らない。忘れてはならないことは、北朝鮮における密告、相互監視、秘密警察（国家安全保衛部）の存在、強制収容所、連座制などもが同国の人権の保護と促進を阻害するものとなっていることである。

⁸² アーレントは自由について次のように述べている。「自由は複数性においてしか存在しえないこと、つまり人々が協力して生き、行為する限りで、人々の間に生まれる空間にしか、自由は存在しえないことを常に心にとめておかねばならない。」（強調原文）ハンナ・アーレント著、ウルズラ・ルッツ、インゲボルク・ノルトマン編（青木隆嘉訳）『思索日記Ⅰ 1950-1953』法政大学出版局、2006年、287頁。

⁸³ 前掲「人権と主権」、172頁。

⁸⁴ 大川陸夫「社会主義諸国における自由権法制の型」（藤田勇編『社会主義と自由権』法律文化社、1984年所収）、76頁。최성철 [チェ・ソンチョル] 『북한인권론 [北韓人権論]』한양대학교통일정책연구소, 1998년, 324-33쪽. Jiyoung Song, *Human Rights Discourse in North Korea: Post-Colonial, Marxist and Confucian Perspectives* (New York: Routledge, 2011), pp.175-6. Georg Brunner, “Communist Analysis of Fundamental Rights,” in *Marxism, Communism and Western Society: A Comparative Encyclopedia* (New York: Herder and Herder, 1972), edited by C. D. Kernig, Vol. 4, pp.60-63.

かれら〔共産主義国の強力な指導者たち〕は、かなりの自由を認めつつもそれ以上には認めようとしないうし、秘密警察を使い、その巨大な社会的、経済的、政治的権力をもって、政治的に意味をもつ公然たる反対派を封じ込めており、個人的権利を事実上は社会的義務つまり国家への義務に従属させているのである⁸⁵。

このことが社会主義国だけに限るものとは思えないが、それが集団主義的価値に根を下ろし、「祖国防衛」や「国家に対する献身的な守護」を義務とする社会の一元化に寄与したことは明らかであろう。

第2に、国際的な場において特定国の人権問題を取り上げることが「内政干渉」ないし「国家転覆を図った人権侵害行為」として捉えられていることである⁸⁶。北朝鮮で「国家と民族の自主権」が強調されていることも、冷戦終結後、国際人権レジームにおいて北朝鮮の人権状況が大いに懸念され、人権状況決議のみならず、特別報告者、事務総長による人権状況報告、調査委員会の設置、国連北朝鮮人権事務所の設置などが行われてきたからである。すなわち、国際社会におけるこれらの取り組みを米国などの帝国主義者の「侵略目的」を達成するための手段とみなしているのである。これらのことは、北朝鮮が、対内的には「国権」守護を、対外的には人権の「政治化」に対する異論を唱える一連の動向と無関係ではない。同時にそれは、国際人権レジームにおいて人権の諸問題をめぐる「人権ブロック」現象が顕著になってきた要因をも成している。

第4章 結び——人権の「政治化」の含意

今日、世界中の人権問題を普遍的な視点からアプローチしていく際に考慮しなければならない問題は、政治的イデオロギーや歴史的・文化的背景、あるいは経済的利害関係による「人権ブロック」が形成されつつあることである。こうした人権をめぐる対立は、ミシェル・イシェイが『人権の歴史』において指摘しているように、「グローバリゼーション」、「人道的干渉」、そして紛争地域における「和解や国家構築」などの国際情勢が関係している。北朝鮮の人権状況に限って言うならば、このような対立は第1回UPRや第2回UPRにおける双方向対話 interactive dialogue のみならず、人権状況決議の投票結果などにおいて見られる。北朝鮮側は、特定国の「人権問題」を内政不干渉の原則のもと解決すべき事象と見ており、さらに国際社会から提起されている自国の「人権問題」については「政権交代と制度転覆の手段」⁸⁷とみなしている。北朝鮮を含め、人権の「二重基準 double standard」と「選択性 selectivity」に抗議する諸国の見解は、主として、特定国に

⁸⁵ アリス・イア・スーン・テイ「マルクス主義・社会主義と人権」(E・カメンカ, A・イア・スーン編(西尾孝司訳)『人間の権利—その近代的形成と現代的展開』未来社, 1984年所収), 209頁。

⁸⁶ Op. cit., A/69/383-S/2014/668, p.85.

⁸⁷ 오윤성 [オ・ユンソン]「제국주의자들이 떠드는 《인권옹호》의 반동적본질 [帝国主義者らが騒ぐ「人権擁護」の反動的本質]」(『정치법률연구 [政治法律研究』] 제4호, 루계 제52호, 과학백과사전출판사, 2015년), 44쪽.

対する決議などがその国の主権を弱体化し、実質的な人権状況の改善につながるとは言えないため、国家主権と領土保全の原則に基づいた建設的な対話が優先されるべきであるとの主張からなる⁸⁸。こうした主張の背景にあるのは人権の国際的保障をめぐる実践上の問題であろう。この問題は、普遍的人権の主張が当該国の人権状況や特定の政治的意図を覆い隠すための手段として用いられる可能性をも含んでいる。というのは、国際政治の場における人権の主張には「現実の力関係」が影響を及ぼし⁸⁹、大国の利益につながりかねない側面がある⁹⁰からである。北朝鮮をはじめとするいくつかの国が、人権の「政治化」と称し、それに対して問題を提起してきたのも、人権の国際的な保障の問題が「一方的で強制的な手段の押し付け」⁹¹になり得る側面を帯びてきたからである。こうした人権の「政治化」の問題は、近年、国連人権理事会においても人権の保障と促進を妨げるものとして認識されつつある。

このように、人権の「政治化」が国際社会において広く見られ、かつ各々の国家において一つの共通の傾向として現れている風潮から想起せねばならないのは、アーレントの「諸権利を持つ権利」論に示されていることである。それはすなわち、人権の政治化という語に含意される両義性である。既に論じてきたように、アーレントが展開している人権論では(1)人権の主体、人権の内容に関しては限界がみられながらも、(2)人権を政治の成果として引き出していくことが要請されていた。(1)前者について言えば、そうした彼女の人権に対する限界が、北朝鮮の事例に示されているように、いまなお人権保障の主体である多くの国家にさえ一般的にみられ、対外的には人権の普遍主義と相まって「政治化」という形で相互誹謗の手段と化していることである。それにもかかわらず、(2)一方では、全ての国家が国際社会という共同体の一員として、主権平等の原則の下、各々の「複数性」を保ちながら対等でかつ自由に人権について議論し、制定していくことのできるシステムの必要性が「諸権利を持つ権利」論に示唆されていることは、とりわけ重要である。

人権が世界中の人権侵害に十分対応しきれていない点はアーレントの時代と比べても変わらない事実であるかもしれない。しかしながら、人権がこれまでの歴史において幾度となく提示され、論駁され、内容的変化を成し遂げ、普遍的人権の理念を形成してきたこともまた、事実である。このことがまさに、世界各地での紛争、テロ、差別、貧困などの不条理を「可視化」し、人権問題として再認識するきっかけになったのではなかろうか。こうした意味で、人権の普遍化プロセスは進行

⁸⁸ “Intensely Debating Targeted Country Reviews, Third Committee Approves Draft Texts on Iran, Syria, Democratic People’s Republic of Korea,” GA/SHC/4122, 18 November 2014.

⁸⁹ 前掲『人権の歴史』, 44頁。

⁹⁰ Joe Hoover, op. cit., p.11.

⁹¹ 国連人権理事会諮問委員会は、「一方的で強制的な手段の押し付け」が国際政治および多くの国々の多様な理念に対する挑戦に直結する問題であると述べ、人権の享受を促進させるための措置は「政治化」を最小限に抑えることを優先して講じるべきであると指摘している。“Research-based Progress Report of the Human Rights Council Advisory Committee Containing Recommendations on Mechanisms to Assess the Negative Impact of Unilateral Coercive Measures on the Enjoyment of Human Rights and to Promote Accountability,” 10 February 2015, A/HRC/28/74, para.58.

中であつたし、これからも進展していくであろう。したがって人権を政治の基礎から外そうとしたアーレントの人権論は、「リアリティ」——難民と無国籍者が直面した悲惨な人権状況——を基礎としていながらも、「リアル」——人権が「様々な後退」を経験しながらも、「発展の様相」を示してきた事実⁹²——を欠いていると言える。だが、今日における人権の「政治化」の問題を解消する糸口もまた、アーレントの「諸権利を持つ権利」論に示されているように見える。というのも、異質さ、換言すれば、個性を受け入れ、様々な人権の主体——これは、今日の人権の内容に照らし合わせると、個々の人間でもあるし、ある特定の集団の一員や国家にもなり得る——の間の溝を埋める第一歩は、政治の場から人権を遠ざけることではなく、人権をさらに政治の場に取り入れることから始まるはずだからである。

以上のことを踏まえると、人権の「政治化」は、北朝鮮の人権問題をめぐって繰り広げられてきたネガティブな事象としてではなく、人権の普遍化プロセスを促進し世界中の人権問題に取り組むために人権を政治に取り込むという、より積極的な定義づけのもと展開されていく必要がある。このことにまた、アーレントの「諸権利を持つ権利」論の今日的意義があると考えられる。

⁹² 前掲『人権の歴史』、46頁。